# 人事管理官を置く機関を指定する政令 （昭和四十年政令第二百六十一号）

国家公務員法第二十五条第一項の政令で指定する機関は、次のとおりとする。

* 一  
  会計検査院
* 二  
  人事院
* 三  
  内閣官房及び内閣法制局
* 四  
  宮内庁並びに内閣府及び各省の外局

# 附　則

この政令は、昭和四十年八月一日から施行する。

# 附則（昭和六一年六月二〇日政令第二二一号）

##### １

この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月一五日政令第三九三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第二四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）

##### １

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一四年一二月一八日政令第三八一号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月一八日政令第三八三号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月一二日政令第五一四号）

この政令は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

# 附則（平成一九年一月四日政令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

# 附則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。